佐賀労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（平成21年佐賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

佐賀労働局長　西村　公子

第４号中「１時間643円」を「１時間647円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

鹿児島労働局長　今野　文平

第４号中「１時間710円」を「１時間716円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

沖縄労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間676円」を「１時間679円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

沖縄労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間737円」を「１時間744円」に改める。

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月十五日（火）

○一般案件

一　南スーダン国際平和協力業務の実施について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

一　コスタリカ共和国大統領ラウラ・チンチージャ・ミランダ閣下の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

公　　告

諸　事　項

割賦販売法施行令第 12 条第１項の規定に基づく配当表の公示

株式会社大丸友の会の営業保証金及び前受業務保証金の還付について、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第12条第１項の規定に基づき配当表を作成し、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第14条第３項の規定により福岡合同庁舎の掲示板に掲示したので、その要旨を次のとおり公示します。

平成 23 年 11 月 18 日　　九州経済産業局長　滝本　　徹

１．営業保証金及び前受業務保証金の総額	209,957,000円
２．申出債権額の総額	357,064,900円
３．調査後の債権額の総額	359,156,900円
４．配当の割合	58.4%

（備考）　掲示場　福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号福岡合同庁舎掲示板

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 18 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成23年10月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヨシダ道路企業株式会社　吉田　道隆　石川県金沢市中央通町１番22号　国土交通大臣許可（般―18）第6795号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

マンション管理業者の登録の取消処分の公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第83条第１号の規定による処分をしたので、同法第84条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 18 日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　処分をした年月日　平成23年10月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録番号及び登録年月日　有限会社平成メンテナンス　篠崎　泰晴　福岡県福岡市早良区南庄６－９－７－105　国土交通大臣登録⑵第092385号　平成20年５月29日

３　処分の内容　有限会社平成メンテナンスについて、マンション管理業者の国土交通大臣登録の取消し

４　適用条項　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第83条第１号（同法第47条第５号に該当する。）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第２２９７・２５４１号

京都市上京区西三本木通切通シ上る出水町282番地

申立人　株式会社今嶺

代表者代表取締役　河野　敦子

代理人支配人　井畑　正敏

東京都世田谷区経堂５－１－４

申立人　大﨑　直忠

本籍京都市左京区下鴨下川原町59番地、最後の住所京都市上京区西三本木通丸太町上る２丁目出水町283番地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日平成23年６月15日、出生の場所愛媛県西宇和郡八幡濱町、出生年月日大正12年４月１日、職業印刷業

被相続人　亡　大﨑　笑子

事務所京都市中京区御池通間之町西南角　京ビル２号館５階　日下部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日下部和弘

京都家庭裁判所

平成２３年（家）第１４５３号

兵庫県姫路市安田４丁目１番地

申立人　姫路市

本籍兵庫県姫路市家島町真浦675番地、最後の住所兵庫県姫路市八代宮前町11番５号、死亡の場所兵庫県揖保郡太子町、死亡年月日平成20年12月７日、出生の場所兵庫県飾磨郡家島町、出生年月日大正12年５月15日、職業不明

被相続人　亡　平野　留正

事務所兵庫県姫路市北条432番地の２　高松・福本合同事務所

相続財産管理人　筒井　啓輔

神戸家庭裁判所姫路支部

平成２３年（家）第６９８号

和歌山市小松原通１丁目５番地　月山法律事務所

申立人　亡東上好一相続財産特別代理人弁護士　岸本　行正

本籍大阪府泉佐野市鶴原1101番地、最後の住所和歌山県岩出市曽屋456番地の３、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日平成21年７月31日、出生の場所大阪府泉南郡北中通村、出生年月日昭和６年12月14日、職業会社役員

被相続人　亡　東上　好一

事務所和歌山市小松原通１丁目５番地　月山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岸本　行正

和歌山家庭裁判所